

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改正案	現行
別紙様式第8号（第26条の29関係） （日本工業規格A4） 事業報告書 第期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 財務（支）局長 殿 知事 届出者 登録 財務（支） 局長 番号 （郵便番号） 住所 電話番号（ ） — 商号 又は名称 氏名 （法人にあっては、代表者の氏名） 法定代理人 氏名 連絡者 所属 氏 名 電話番号（ ） —	別紙様式第8号（第26条の29関係） （日本工業規格A4） 事業報告書 第期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 財務（支）局長 殿 知事 届出者 登録 財務（支） 局長 番号 （郵便番号） 住所 電話番号（ ） — 商号 又は名称 氏名 （法人にあっては、代表者の氏名） 法定代理人 氏名 連絡者 所属 氏 名 電話番号（ ） —

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案							現 行													
1 表～3 表（略）							1 表～3 表（略）													
4 貸付金の種別残高							4 貸付金の種別残高													
貸付種別		件数・残高		平均約定金利	件 数		残 高	構成割合		件 数	構成割合	残 高	構成割合		平均約定金利					
		件	構成割合		件	構成割合		件	構成割合				件	構成割合						
消費者向	無 担 保 （住宅向を除く）	件	%	百万円	%	%	消費者向	無 担 保 （住宅向を除く）	件	%	百万円	%	%	消費者向	無 担 保 （住宅向を除く）	件	%	百万円	%	%
	有 担 保 （住宅向を除く）							有 担 保 （住宅向を除く）							有 担 保 （住宅向を除く）					
	住 宅 向							住 宅 向							住 宅 向					
	計							計							計					
事業者向	貸 付						事業者向	貸 付						事業者向	貸 付					
	手 形 割 引							手 形 割 引							手 形 割 引					
	計							計							計					
合 計			100		100		合 計			100		100		合 計			100		100	
うち株式取得資金の貸付							うち株式取得資金の貸付							うち株式取得資金の貸付						
(記載上の注意)							(記載上の注意)													
<u>1 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、法第24条の6の10第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。</u>							(新設)													
<u>2～8</u> （略）							<u>1～7</u> （略）													
5 業種別貸付金残高							5 業種別貸付金残高													
業 種 別		先数・残高		先 数	残 高		業 種 別		先数・残高		先 数	残 高		業 種 別		先数・残高		先 数	残 高	
		件	構成割合		百万円	構成割合	件	構成割合	百万円	構成割合		件	構成割合	百万円	構成割合	件	構成割合		百万円	構成割合
建 設 業		件	%	百万円	%	建 設 業	件	%	百万円	%	建 設 業	件	%	百万円	%	建 設 業	件	%	百万円	%
製 造 業						製 造 業					製 造 業					製 造 業				
電気・ガス・熱供給・水道業						電気・ガス・熱供給・水道業					電気・ガス・熱供給・水道業					電気・ガス・熱供給・水道業				
情 報 通 信 業						情 報 通 信 業					情 報 通 信 業					情 報 通 信 業				
運 輸 業						運 輸 業					運 輸 業					運 輸 業				
卸 売 ・ 小 売 業						卸 売 ・ 小 売 業					卸 売 ・ 小 売 業					卸 売 ・ 小 売 業				

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案					
金 融 ・ 保 険 業					
不 動 産 業					
飲 食 店 、 宿 泊 業					
医 療 、 福 祉					
教 育 、 学 習 支 援 業					
複 合 サ ー ビ ス 事 業					
サービス業（他に分類されないもの）					
個 人					
そ の 他					
合 計		100			100
(記載上の注意)					
1 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、法第24条の6の10第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。					
2～5（略）					
6表～9表（略）					
10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況					
(記載上の注意)					
指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。					
11 貸金業協会等への加入状況等					
1	貸金業協会に加入している （削る）				
2	信用情報機関に加入している （削る）				
3	上記のいずれにも該当しない				
（参考） その他加入している貸金業に関する団体があればその名称を記載すること					

現 行					
金 融 ・ 保 険 業					
不 動 産 業					
飲 食 店 、 宿 泊 業					
医 療 、 福 祉					
教 育 、 学 習 支 援 業					
複 合 サ ー ビ ス 事 業					
サービス業（他に分類されないもの）					
個 人					
そ の 他					
合 計		100			100
(記載上の注意)					
(新設)					
1～4（略）					
6表～9表（略）					
10 苦情処理及び紛争解決の体制					
(記載上の注意)					
指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。					
11 貸金業協会等への加入状況等					
1	貸金業協会に加入している （平成 年 月 日加入、協会員番号：第 号）				
2	信用情報機関に加入している （加入している信用情報機関名： ）				
3	上記のいずれにも該当しない				
（参考） その他加入している貸金業に関する団体があればその名称を記載すること					

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案	現 行
(記載上の注意) 1 ～ 3 の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。 12 表～14 表 (略)	(記載上の注意) 1 ～ 3 の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。 12 表～14 表 (略)

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案		現 行	
【特定非営利金融法人】 (日本工業規格A 4) 別紙様式第 8 号の 2 (第26条の29の 2 関係) 事 業 報 告 書 第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 財務 (支) 局長 殿 知事 届出者 登録 財務 (支) 局長 () 第 号 番号 知事 (郵便番号) 住 所 電話番号 () - 名 称 氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) ⑩ 法定代理人 氏 名 ⑩ 連絡者 所属 氏 名 電話番号 () -		【特定非営利金融法人】 (日本工業規格A 4) 別紙様式第 8 号の 2 (第26条の29の 2 関係) 事 業 報 告 書 第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 財務 (支) 局長 殿 知事 届出者 登録 財務 (支) 局 () 第 号 番号 知事 (郵便番号) 住 所 電話番号 () - 名 称 氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) ⑩ 法定代理人 氏 名 ⑩ 連絡者 所属 氏 名 電話番号 () -	

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案					現 行				
1 表～4 表 (略)					1 表～4 表 (略)				
5 業種別貸付金残高					5 業種別貸付金残高				
業 種 別	先 数		残 高		業 種 別	先 数		残 高	
	件	構成割合	百万円	構成割合		件	構成割合	百万円	構成割合
建 設 業	件	%	百万円	%	建 設 業	件	%	百万円	%
製 造 業					製 造 業				
電気・ガス・熱供給・水道業					電気・ガス・熱供給・水道業				
情 報 通 信 業					情 報 通 信 業				
運 輸 業					運 輸 業				
卸 売 ・ 小 売 業					卸 売 ・ 小 売 業				
金 融 ・ 保 険 業					金 融 ・ 保 険 業				
不 動 産 業					不 動 産 業				
飲 食 店 、 宿 泊 業					飲 食 店 、 宿 泊 業				
医 療 、 福 祉					医 療 、 福 祉				
教 育 、 学 習 支 援 業					教 育 、 学 習 支 援 業				
複 合 サ ー ビ ス 事 業					複 合 サ ー ビ ス 事 業				
サービス業（他に分類されないもの）					サービス業（他に分類されないもの）				
個 人					個 人				
そ の 他					そ の 他				
合 計		100		100	合 計		100		100
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、法第24条の6の10第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書とその登録をした財務(支)局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。					(新設)				
2～5 (略)					1～4 (略)				
6 表～10 表 (略)					6 表～10 表 (略)				
11 貸金業協会等への加入状況等					11 貸金業協会等への加入状況等				
1	貸金業協会に加入している (削る)				1	貸金業協会に加入している (平成 年 月 日加入、協会員番号：第 号)			

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改正案

2	信用情報機関に加入している (削る)
3	上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している貸金業に係る団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。

12表～16表(略)

17 特定非営利活動貸付けの状況

(1) 貸付内容別貸付件数及び貸付残高

貸付内容	件数・残高		件数	構成割合	残高	構成割合
	件数	残高				
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	件	%	百万円	%		
社会教育の推進を図る活動						
まちづくりの推進を図る活動						
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動						
環境の保全を図る活動						
災害救援活動						
地域安全活動						
人権の擁護又は平和の推進を図る活動						
国際協力の活動						
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動						
子どもの健全育成を図る活動						
情報化社会の発展を図る活動						
科学技術の振興を図る活動						
経済活動の活性化を図る活動						
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動						

現行

2	信用情報機関に加入している (加入している信用情報機関名：)
3	上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している貸金業に係る団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。

12表～16表(略)

17 特定非営利活動貸付けの状況

(1) 貸付内容別貸付件数及び貸付残高

貸付内容	件数・残高		件数	構成割合	残高	構成割合
	件数	残高				
保険、医療又は福祉の増進を図る活動	件	%	百万円	%		
社会教育の推進を図る活動						
まちづくりの推進を図る活動						
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動						
環境の保全を図る活動						
災害救援活動						
地域安全活動						
人権の擁護又は平和の推進を図る活動						
国際協力の活動						
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動						
子どもの健全育成を図る活動						
情報化社会の発展を図る活動						
科学技術の振興を図る活動						
経済活動の活性化を図る活動						
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動						

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案				
消費者の保護を図る活動				
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動				
合 計		100		100
(記載上の注意)				
1 第1条の2の3第4項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。				
2 貸付内容は、特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる区分に準じて計上する。				
3 貸付内容が複数にわたる場合には、二重計上はせずに、主な貸付内容にのみ計上する。				
(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高 (略)				
18 表 (略)				

現 行				
消費者の保護を図る活動				
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動				
合 計		100		100
(記載上の注意)				
1 第1条の2の3第4項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。				
2 貸付内容は、特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる区分に準じて計上する。				
3 貸付内容が複数にわたる場合には、二重計上はせずに、主な貸付内容にのみ計上する。				
(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高 (略)				
18 表 (略)				

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改正案	現行
【非営利特例対象法人で特例登録を受けた者】 (日本工業規格A 4) 別紙様式第 8 号の 3 (第26条の29の 2 関係) 事業報告書 第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 財務(支) 局長 殿 知事 届出者 登録 財務(支) 局長 () 第 号 番号 知事 (郵便番号) 住 所 電話番号 () — 名 称 氏 名 ⑩ (法人にあつては、代表者の氏名) 法定代理人 ⑩ 氏 名 連絡者 所属 氏 名 電話番号 () —	【非営利特例対象法人で特例登録を受けた者】 (日本工業規格A 4) 別紙様式第 8 号の 3 (第26条の29の 2 関係) 事業報告書 第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 財務(支) 局長 殿 知事 届出者 登録 財務(支) 局長 () 第 号 番号 知事 (郵便番号) 住 所 電話番号 () — 名 称 氏 名 ⑩ (法人にあつては、代表者の氏名) 法定代理人 ⑩ 氏 名 連絡者 所属 氏 名 電話番号 () —

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案					現 行				
1 表～4 表 (略)					1 表～4 表 (略)				
5 業種別貸付金残高					5 業種別貸付金残高				
業 種 別	先 数		残 高		業 種 別	先 数		残 高	
	件	構成割合	百万円	構成割合		件	構成割合	百万円	構成割合
建 設 業	件	%	百万円	%	建 設 業	件	%	百万円	%
製 造 業					製 造 業				
電気・ガス・熱供給・水道業					電気・ガス・熱供給・水道業				
情 報 通 信 業					情 報 通 信 業				
運 輸 業					運 輸 業				
卸 売 ・ 小 売 業					卸 売 ・ 小 売 業				
金 融 ・ 保 険 業					金 融 ・ 保 険 業				
不 動 産 業					不 動 産 業				
飲 食 店 、 宿 泊 業					飲 食 店 、 宿 泊 業				
医 療 、 福 祉					医 療 、 福 祉				
教 育 、 学 習 支 援 業					教 育 、 学 習 支 援 業				
複 合 サ ー ビ ス 事 業					複 合 サ ー ビ ス 事 業				
サービス業（他に分類されないもの）					サービス業（他に分類されないもの）				
個 人					個 人				
そ の 他					そ の 他				
合 計		100		100	合 計		100		100
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、法第24条の6の10第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書とその登録をした財務(支)局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。					(新設)				
2～5 (略)					1～4 (略)				
6 表～10 表 (略)					6 表～10 表 (略)				
11 貸金業協会等への加入状況等					11 貸金業協会等への加入状況等				
1	貸金業協会に加入している (削る)				1	貸金業協会に加入している (平成 年 月 日加入、協会員番号：第 号)			

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案			現 行		
	2	信用情報機関に加入している (削る)		2	信用情報機関に加入している (加入している信用情報機関名：)
	3	上記のいずれにも該当しない		3	上記のいずれにも該当しない
	(参考) その他加入している貸金業に係る団体があればその名称を記載すること			(参考) その他加入している貸金業に係る団体があればその名称を記載すること	
(記載上の注意)					
1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。					
12表～16表 (略)					

○ 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案	現 行																																																												
(日本工業規格 A 4) 別紙様式第 21 号 (第 30 条の 11 関係) 業務及び財産に関する報告書 第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 金融庁長官 殿 提出者 住 所 商号又は名称 代表者の氏名 印 1 表～3 表 (略) (削る) 4 表～9 表 (略)	(日本工業規格 A 4) 別紙様式第 21 号 (第 30 条の 11 関係) 業務及び財産に関する報告書 第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 金融庁長官 殿 提出者 住 所 商号又は名称 代表者の氏名 印 1 表～3 表 (略) 4 会員の状況 (1) 貸金業者 <table><thead><tr><th>番号</th><th>商号、名称又は氏名</th><th>住所</th><th>登録番号</th><th>加入年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (2) 貸金業者以外の会員 <table><thead><tr><th>番号</th><th>商号、名称又は氏名</th><th>住所</th><th>主要な事業の内容</th><th>加入年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 記載基準日は事業年度の末日とする。 5 表～10 表 (略)	番号	商号、名称又は氏名	住所	登録番号	加入年月日																										番号	商号、名称又は氏名	住所	主要な事業の内容	加入年月日																									
番号	商号、名称又は氏名	住所	登録番号	加入年月日																																																									
番号	商号、名称又は氏名	住所	主要な事業の内容	加入年月日																																																									